

贈与と認定されないための親子間の金銭貸借

Question 2

マイホームの購入資金が不足しているため、私の父より 1,000 万円借入する予定です。友人の話では、税務署は親からの借入金には認めないため、その資金には贈与税がかかるとのことですが、本当ですか。

Answer

親からの借入は、贈与とみなされて贈与税が課税されるのでは？と心配する人がいます。しかし、親からとはいえ、借金は借金ですから、いきなり贈与税がかかるということはありません。実質的にみて、借金であれば、税務署は何もいません。

本当は貰ってしまったのに、形式だけ借りたことにしておいたり、一応借りたことには違いはないのだけれども、「ある時払いの催促なし」や「出世払い」になっていて、きちんと返済していないと、“貰ったんでしょう、贈与なんですよ”として贈与税が課税されるわけです。

(1) 返済条件の決め方

親からの借金が、借金だと認められるためには、どうすれば良いかというと、第三者、例えば銀行からお金を借りたとするかどうかといった視点から考えれば良いわけです。

まず、返済条件や期限等について、取り決めをします。そして、約束どおりに返済していくことです。返済条件も、銀行や勤め先から借りたらどうなるかを参考にして決めてください。本人の返済能力を考えて、毎月の返済額を返したら、本人の給料がほとんど残らず、どうやって生活しているのですかなどと税務署の職員に聞かれるようなことのないようにしたほうがよいと思います。

具体的には毎月の生活費を差し引いた余剰資金の範囲内で、返済内容を決めることになると思います。

また、返済期間についても 50 年、100 年といった常識を疑われるような期間にするというのも後々、問題になってくると思います。返済完了時の親の年齢（借入金返済時の親の年齢が 100 歳以上になる場合は返済期間を短くした方がよい）にもよりますが、住宅金融公庫等の返済期間を考え、長くても 30~35 年程度にされたほうがよいと思います。

(2) 借用証書は必要か

親から借金をしたといっても、親子間のことですから口約束のことも多く、返済方法や期限、利息などについて「借用証書」を作ろうという親子は少ないのではないのでしょうか。親子間のことなのだから、堅苦しい契約書など必要ないというのが一般の感情だと思います。

確かに、親からの借金であっても、きちんと返済をしていて、実質的に借金であれば、税務上も贈与ではない、というのが基本です。しかし、当人がそう主張しても、税務署は贈与ではないかととり易く、調査対応では証拠も必要です。やはり、他人からお金を借りる時に行うのと同じ様に、「借用証書」を作っておくのが良いでしょう。借用証書には、返済方法や期限、利息の取り決めなどを記載します。

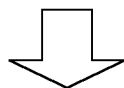
借入証書
金 伍百萬円也
右金額を左記約定により確かに借用し、受領しました。
一、返済方法
毎月〇日までに金壹拾萬円を、貴指定銀行口座に振込み返済します。
第一回目支払日 平成〇年〇月〇日
総支払回数 五十回
最終支払日 平成〇年〇月〇日
二、利息
利息は年〇%とし、毎年六月末日および十二月末日に、それまでに発生した分を貴指定銀行口座に振込み支払います。
平成〇年〇月〇日
東京都千代田区神田一―一―一
(借主) 鈴木太郎
(貸主) 鈴木一郎 殿

(3) 利息はどうするか

親からの借金に利息を払うのか、という問題があります。仮に利息を払わなくても、借金について贈与だ、といわれることはありません。利息を払わなかったことによる経済的利益（免除された利息相当額部分）が贈与となります。しかし、その利益が小額で、課税上弊害がない場合は、贈与税を課さないこととしていますので、この経済的利益の額が、贈与税の基礎控除額の範囲内であれば利息についての贈与税の課税はないと考えてよさそうです。

無利子の借入金について：「課税上弊害がないと認められる場合」とは、どの程度の金額までをいうのかということは明示されていませんが、「およそ 1,000 万円程度が限度とされているようです」（『納税通信』平成 10 年 6 月 22 日号）という記事があります。利子を年 6% とすると、1,000 万円なら年の利子 60 万円となり、基礎控除の範囲内であり、これとの関連とも考えられます。では、適正な利子率を 2% とすると、利子 60 万円の元本は 3,000 万円ということになります。現在の金利水準からみて、この程度ぐらいなら課税上弊害がない範囲だろうと思われれます。

(注) 贈与税の基礎控除は平成 13 年から 110 万円となっています。



利息をつけないときは、借用証書に「利息は付せず」というように明示しておいた方がよいでしょう。そうでないと、利息の定めのないものとして、法定利息の 5% 分の所得が親の方にあり（民法 404 条）、その同額を息子に贈与したと認定されるおそれがあるからです。

(4) 返済した証拠を残す

きちんと返済をしているか否か、これが借入と認められるかどうかのポイントになります。したがって、きちんと返済をするだけでなく、確かに返済をしたという「証拠」を残しておくようにします。例えば“毎月何日に何円を親の銀行口座に振込む”という様にしておいて、通帳に返済の事実が残るようにします。領収書は、後から作ることもできるので、証拠能力はあまり強くありません。